

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「グラウンド・ゴルフ」競技会 開催要項

1. 目 的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共 催（予定）

益田市

4. 主 管（予定）※順不同

島根県グラウンド・ゴルフ協会 益田市グラウンド・ゴルフ協会

5. 後 援（予定）※順不同

公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 益田市教育委員会 一般社団法人益田市スポーツ協会 社会福祉法人益田市社会福祉協議会 益田市身体障害者福祉協会 益田市手をつなぐ育成会 益田市障害者スポーツ協会

6. 協 力（予定）※順不同

島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様

7. 期 日

2026 年 11 月 21 日（土）

受 付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～

8. 申し込み期限日

2026 年 11 月 2 日（月）

9. 会 場

島根県立万葉公園（益田市高津町イ 2402-1 TEL：0856-22-2133）

10. その他

- ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
- ・競技の実施にあたっては、「第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会『グラウンド・ゴルフ』競技会 実施要項」を適用する。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会
「グラウンド・ゴルフ競技会」実施要項

1. 競技規則

公益財団法人日本グラウンド・ゴルフ協会制定のルール、及び本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

障がい、男女、年齢の区分を問わない。

3. 服 装

運動に適した服装とする。

4. 練 習

大会当日の競技場内での練習は不可とする。

5. 招 集

(1) 招集は競技場内で行い、競技進行により放送で招集するので競技役員の指示に従う。

(2) 招集完了時間は試合開始の 10 分前とする。

6. 競技方法

(1) ゲーム

① ゲームは、所定のボールを決められた打順に従ってスタートマットから打ち始め、ホールポスト内に静止した状態「トマリ」までの打数を数えるものである。

② コースは、50m、30m、25m、15m各 2 ホールとし、合計 8 ホールで構成する。

③ 2 コース（16 ホール）を前・後半に分けて回る。

(2) 順位の決定

① 個人戦

合計打数の少ないプレーヤーから 1 位・2 位・3 位とする。

合計打数が同じ場合は、ホールごとの打数を見て最小打数の多いプレーヤーを上位とする。

② 団体戦

1 チーム 6 名以上 9 名以内とする。個人戦のチーム内上位 6 名の打数を合計し、少ないチームから 1 位・2 位・3 位とする。打数が同じ場合は、プレーヤーごとの最少打数の多いチームが上位となる。

(3) エチケット

① プレーヤーは、自分のプレーが終わったら、すみやかに次のプレーヤーの妨げにならない場所に行く。

② プレーヤーは、同伴のプレーヤーが打つときには、話したり、ボールやホールポストの近くやうしろに立たない。また、自分たちの前を行く組が終了するまで、ボールを打たない。

③ プレーヤーは、自分の作った穴や足跡を直して行く。

(4) 用 具

① クラブ、ボール、ホールポストは、グラウンド・ゴルフ用を使用すること。

② クラブ、ボール、マーカーは、参加チームで用意する。

(5) 競技中の練習

プレー中のプレーヤーはいかなる打球練習も行ってはならない（本条の反則は 1 打付加

する)。

(6) 援助

プレイヤーは打つとき物理的援助、あるいは風雨の防護を求めたり受けたりしてはならない(本条の反則は1打付加する)。

(7) ボールはあるがままの状態で競技する。

ボールが長い草、または木の茂みなどの中にあるときは、ボールの所在と自己のボールであることを確かめる限度においてのみ、これらのものに触れることができ、草を刈ったり、木の枝を折ったりしてはいけない(本条の反則は1打付加する)。

(8) ボールの打ち方

① プレイヤーが1打でボールを2回打ったときは、2打と数える。ただし、空振りの場合は打数に数えない。

② プレイヤーは打つときに木などで足場を作ってはいけない(本条の反則は1打付加する)。

(9) 紛失ボールとアウトボール

ボールが紛失したり、コース外(溝などに落ちた場合)に出た場合、プレイヤーは1打付加し、出た位置からクラブの長さの範囲内でホールに近寄らないで、打球可能な箇所にボールを置いて次の打を行わなければならない。

(10) プレーの妨げになるボール

プレーの妨げになるボールは、一時的に取り除くことを要求することができる。その際、ホールに対してボールの後方にマークし取り除かななければならない。

(11) 同伴プレイヤーのボールに当たった場合

プレイヤーのボールが同伴者のボールに当たったときは、ボールの止まったところからプレーを続け、同伴プレイヤーのボールは元の位置にかえす。

(12) 止まったボールが風によって動いた場合

風によってボールが動いたら、動いて静止した場所からプレーする。なお、ホールポストに入った場合は「トマリ」とする。

(13) 第1打がホールポストに入った場合(ホールインワン)

1打目で「トマリ」となったときは、そのプレイヤーの合計打数から3打引いて計算する。

(14) プレイヤーの交代

プレイヤーの交代は、ホール終了後に行うこととする。ただし、プレイヤーにやむを得ない事故等があった場合は、交代を認める。なお、同一プレイヤーの交代は2回までとする。

(15) 打ち止め

参加者数の状況によって、7打打ち止めを採用する場合がある。この場合、6打でトマリとならない場合は7打と記録しそのホールを終了する。